

上越市選挙管理委員会告示 第 25 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一